

相 模 湾

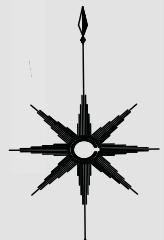
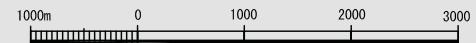


図 3-3-1 基本計画総括図 (その3)

1 : 50,000



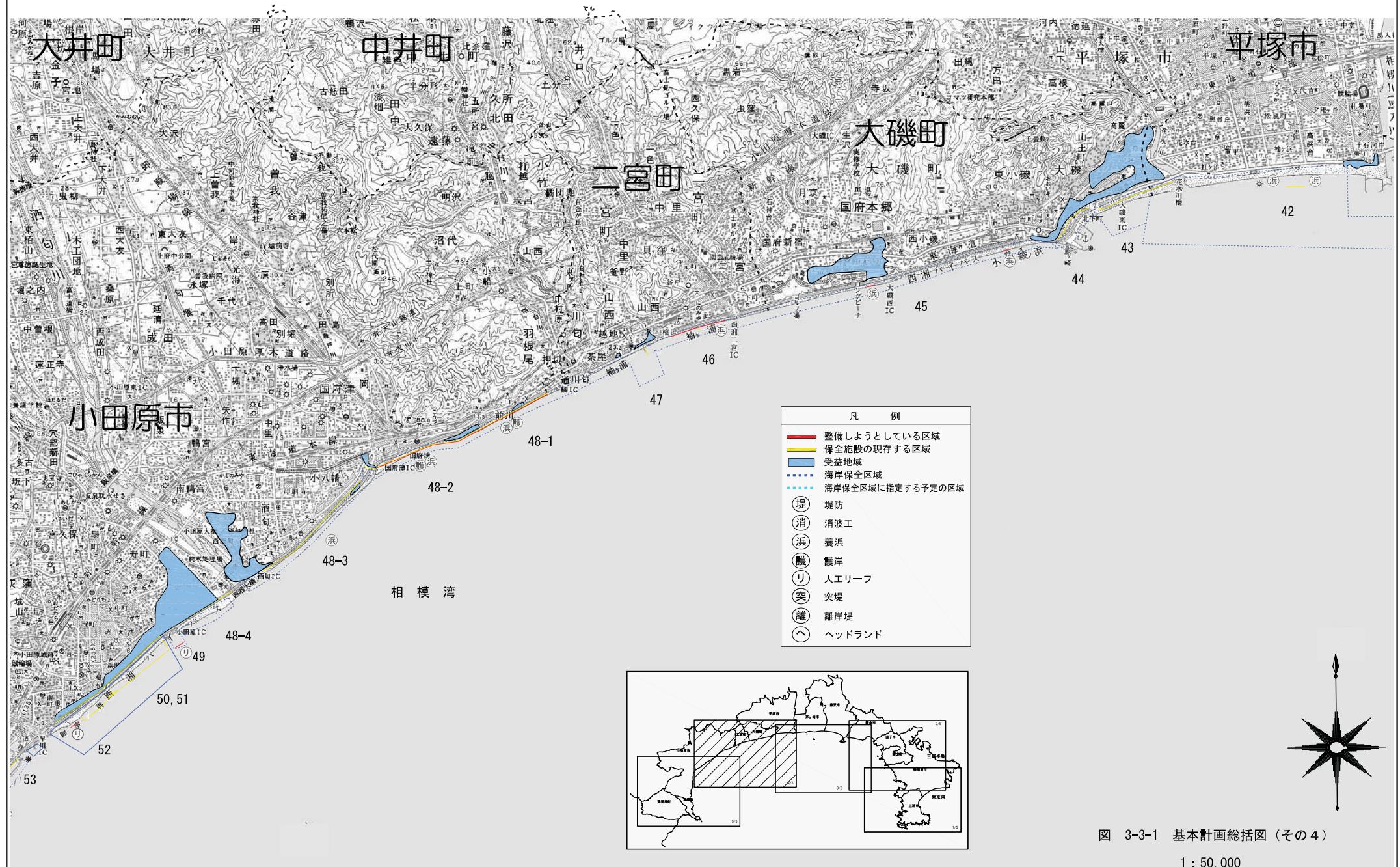
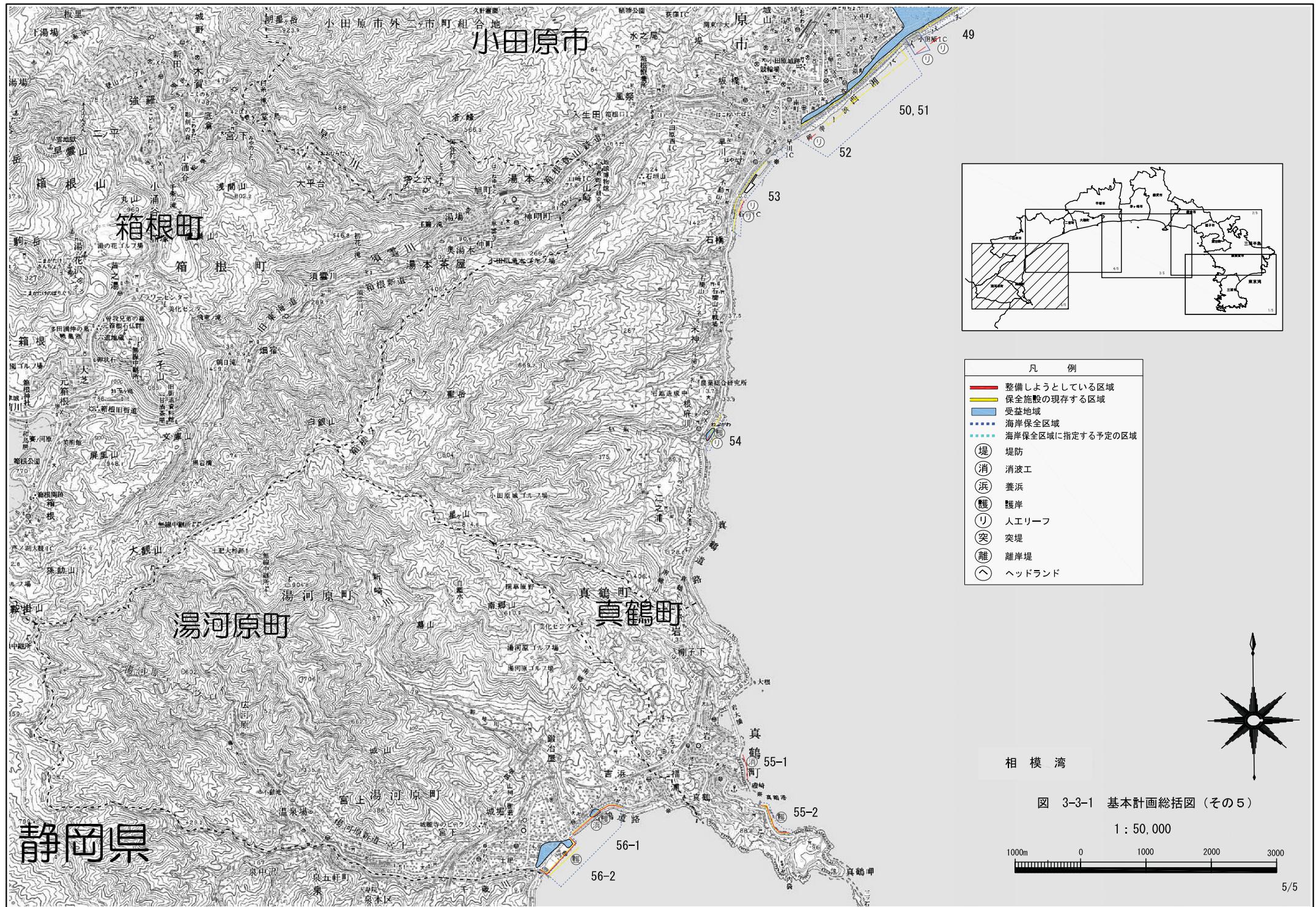


図 3-3-1 基本計画総括図（その4）

1 : 50,000

1000m 0 1000 2000 3000



第4編 – 海岸保全基本計画の実施にあたって –

時点更新

4-1 計画実施時に配慮すべき事項

前章までに、相模灘沿岸の課題と在り方、それを実現するための施策を示した。本計画では、海岸保全基本計画を適切かつ効果的に実施していくために配慮すべき重要な事項を述べる。

(1) 連携と整合

神奈川県は、内陸部・沿岸部ともに自然度の高い山地、河川及び海岸を有し、大都市圏の中にありながら豊かな自然環境を擁している。動植物はこの豊かな自然環境の恩恵を受け、多様な動植物相を示す。

しかし、海岸域において、藻場や干潟の消滅、海岸侵食など自然環境が変化する傾向にあり、それに伴って動植物も減少する傾向にある。また、動植物の減少傾向は自然環境の変化によるものばかりではなく、護岸の整備などによる海岸の人工化、生活廃水の流入等による水質の悪化などもその原因となっている。

これらのこととは本計画を実施していくうえで重要な課題であるだけではなく、沿岸の広域的な環境問題、社会問題として捉えるべきであり、この問題の解消を目指し総合的な対策を講じていく必要がある。海岸に関する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図り、一体となった取り組みが必要である。

また海岸保全施設の整備の実施については、港湾、漁港、河川、砂防、利水等の各事業、国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保するように努めるものとする。

(2) 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開するものとする。

(3) 調査等の推進

安全な海岸の実現と適切で効果的な海岸管理、施設計画等を行っていくために、海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行いつつ、海岸に関する新しい技術の導入を図っていくものとする。

相模灘沿岸は、河川からの流入土砂が減少し、沿岸全体としては汀線が後退傾向にある。局所的には、漁港、港湾、防波堤、導流堤等の海岸施設の設置により漂砂のバランスが変化し、施設近傍で汀線の前進と後退が現れている海岸もある。海岸侵食に対しては、海岸施設の効果的な計画、沿岸の漂砂機構の解明や、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」等に基づき、砂の粒径を考慮した養浜を主体に行い、砂の流れや砂浜の回復・保全の状況、周辺環境へ与える影響などをモニタリングを行い順応的管理を行う。また、土砂供給源である上流域と併せた総合的な土砂管理手法等に関する調査を推進するものとする。

また、地球温暖化に伴う気象・海象の変化や、長期的な海平面の上昇により、高潮、越波等の規模の増大、被害の激化が懸念されている。これらに関する調査を行っていくとともに、潮位、波浪等の監視体制を確立し、それらに対して必要な対策を検討していく必要がある。

この他に、海岸に関する技術のみならず幅広い分野の情報を共有し、それらの成果の活用と普及を図るものとする。

(4) 計画の見直し

本計画策定後においても、地域状況や社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するために、適宜計画内容を再整理し、適切な措置を行うこととする。また、災害の発生等により海岸保全施設の整備が必要となった場合には、本計画の内容を踏まえたうえで、海岸保全施設の整備内容について適切な措置を行うこととする。

なお、本計画の第2編、海岸の保全に関する基本的な事項のうち、防護の目的を達成するための施策、海岸環境の整備及び保全に関する事項及び海岸における公衆の適正な利用に関する事項に記載された施策うち、関係行政機関、関係住民等との連携あるいは支援などに関わる施策については、基本的な方向を示したものであり、具体的には、今後、関係者間で協議を行ない、その都度、整理して行くものとする。

【出典】

- ・平成13年度 相模灘沿岸海岸保全基本計画策定 報告書；国際航業株式会社
- ・海岸保全基本方針；社団法人 全国海岸協会

相模灘沿岸の設計水位表(案)

◎以下の表は「湾の形状や山付け等の自然条件」等により、海岸を広域的に捉えた地域海岸における設計水位を示したものである。この設計水位を基に各海岸の目指すべき計画天端高を設定する。

◎今後、整備にあたっては、目指すべき計画天端高を基に、海岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮しつつ、海岸管理者が適切に定めるものであることに留意する。

地域海岸名	高潮の防護水準	津波の防護水準	設計水位③ (①と②を比較) (T.P.+m)	備考
	高潮対策計画 (高潮に対する防護水準)	津波対策計画 (津波に対する防護水準)		
打上げ高の水位② ^{注1)注2)} (T.P.+m)	設計津波の水位(せり上がり 津波高)① ^{注1)注3)} (T.P.m)			
①三浦半島南部地域	2.3～6.5	4.1	4.1～6.5	
②三浦半島西部地域	1.6～5.0	5.9	5.90	
③鎌倉・逗子・葉山地域	2.4～5.0	6.0	6.00	
④湘南海岸地域	1.9～6.3	6.3	6.30	
⑤二宮・大磯西部地域	9.8～11.4	5.1	9.8～11.4	平成19年台風9号被災後の状況による波浪推算であり、現在、具体的な対策の検討を行っている。
⑥小田原東部地域	5.1～11.9	4.9	5.1～11.9	
⑦真鶴東部小田原西部地域	3.5～10.0	7.1	7.1～10.0	
⑧湯河原・真鶴南部地域	6.1～6.8	6.4	6.4～6.8	

注)

1) 各水位は、各地区毎の防護ラインにおいて、直壁護岸とした場合の高さをいう。

2) 本編図2-2-1[朔望平均満潮位+高潮偏差+打ち上げ高]を示した値。

3) 本編図2-2-2[朔望平均満潮位+津波高(せり上がり考慮)]を示した値。朔望平均満潮位は0.85mに設定している。

